

名寄市強靱化計画

令和 7 年 3 月改訂
名寄市

【目 次】

第1章	はじめに	
1	国土強靱化とは	2
2	計画の策定趣旨	2
3	計画の位置付け	4
4	地域防災計画と強靱化計画	4
5	基本的な進め方	5
第2章	名寄市強靱化の基本的考え方	
1	国土強靱化の中で名寄市が担うべき役割	6
2	名寄市強靱化のめざす姿と目標	7
3	本計画の対象とするリスク	9
4	名寄市強靱化を進める上での留意事項	11
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	13
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	14
3	評価の実施手順	15
4	評価結果	15
5	名寄市強靱化に向けた施策の充実・強化	17
第4章	名寄市強靱化のための施策プログラム	
1	施策プログラム策定の考え方	18
2	施策推進の指標となる目標値の設定	18
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	18
4	推進事業	19
	【名寄市強靱化のための施策プログラム一覧】	19
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	42
2	計画の推進方法	42
	【別表1】名寄市強靱化に関する脆弱性評価	43

第1章 はじめに

1 国土強靱化とは

大災害の都度、長期間かけて復旧・復興を図るという事後対応の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対して備えるため、事前防災対策を行うことが重要である。

また、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を国家百年の大計として行っていく必要がある。

このような考え方のもとに、いかなる自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。

（出典：内閣官房国土強靱化推進室資料）

2 計画の策定趣旨

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、本市においても、豪雨・暴風雨による洪水や土砂災害、大規模な地震の発生のほか、この地域特有の豪雪・暴風雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年（2013年）12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年（2014年）6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年（2015年）3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、本市においても、東日本大震災や平成28年（2016年）の豪雨災害、平成30年（2018年）の胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「名寄市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組をさらに加速していかなければならない。

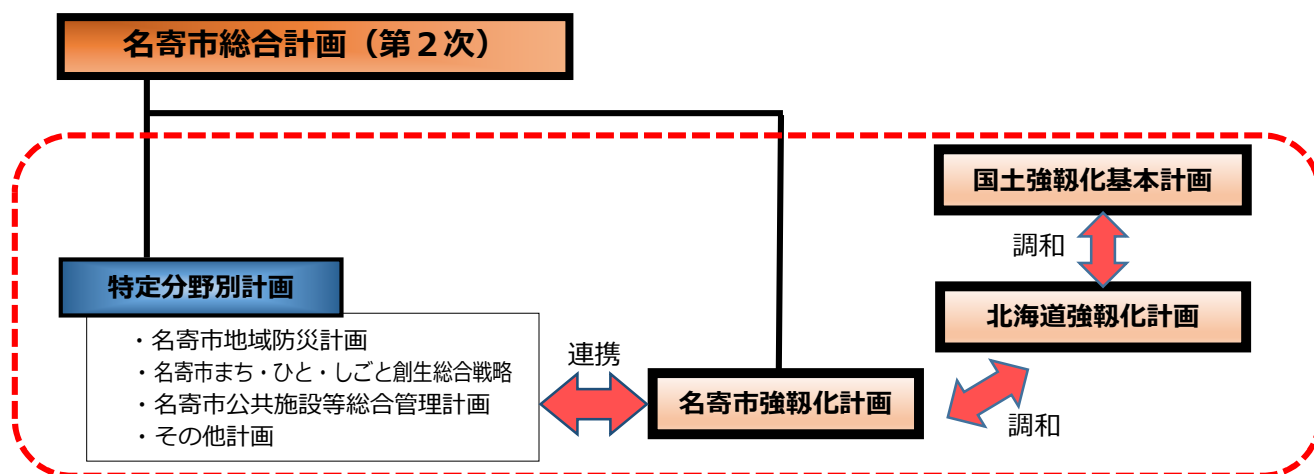
こうした基本認識のもと、北海道強靱化計画に調和した取組を進めるためにも、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「名寄市強靱化計画」を策定する。

【参考 国及び北海道の動き】

時 期	国 の 動 き	道 の 動 き	参 考
平成23年(2011年)3月			東日本大震災発生
平成25年(2013年)12月	国土強靱化基本法制定		
平成26年(2014年)6月	国土強靱化基本計画策定		
平成27年(2015年)3月		北海道強靱化計画策定	
平成30年(2018年)12月	国土強靱化基本計画改定 3か年緊急対策策定		H30.7西日本豪雨、 H30.9胆振東部地震など 大規模災害発生
令和 2年(2020年)3月		北海道強靱化計画(2期)	
令和 2年(2020年)12月	5か年加速化対策策定		R1.10東日本台風発生
令和 5年(2023年)6月	国土強靱化基本法改正		
令和 5年(2023年)7月	国土強靱化基本計画改定		
令和 6年(2024年)1月			能登半島地震発生
令和 7年(2025年)3月		北海道強靱化計画(3期)	

3 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、名寄市総合計画（第2次）や他の特定分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



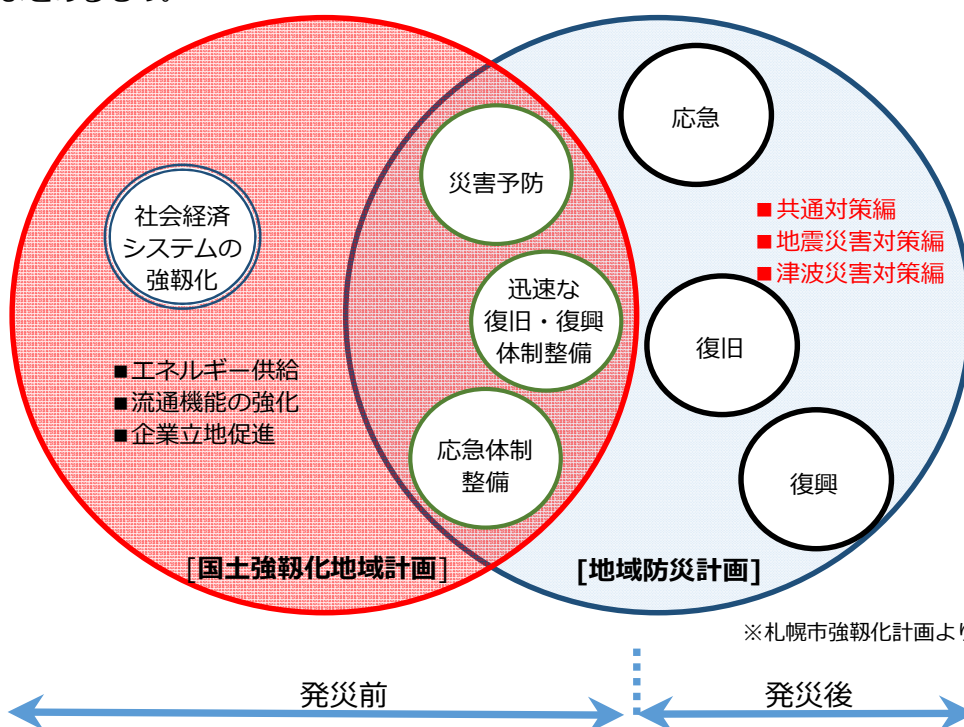
4 地域防災計画と強靱化計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの。

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



5 基本的な進め方

STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化

- ①基本目標の設定
- ②事前に備えるべき目標の設定
- ③計画期間の設定

STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定

- ①自然災害の設定
- ②リスクシナリオの設定
- ③施策分野の設定

（※本計画においては施策分野の設定は行わず、所管部署を設定した）

STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討

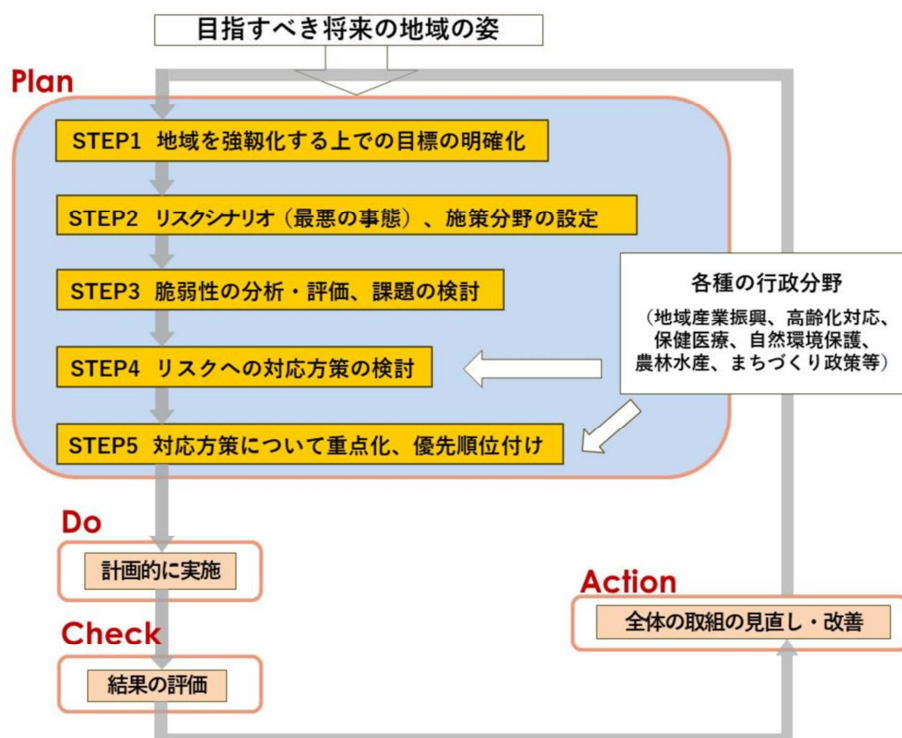
- ①マトリクスの作成（既にある施策の整理）
- ②脆弱性の分析・評価・課題の検討

STEP 4 リスクへの対応方策の検討

脆弱性の評価結果に基づき、プログラムごとに対応方策を検討

STEP 5 対応方策について重点化、優先順位付け

プログラムごとに重点化・優先順位付けの検討



第2章 名寄市強靱化の基本的考え方

1 国土強靱化の中で名寄市が担うべき役割

本市は、明治の開拓期以降、肥沃な土壌を活かした農業を基幹産業とし、米をはじめ畑作物や野菜等、多種多様な農作物が栽培されていること、南北に国道40号、東側に国道239号、鉄道は南北に宗谷本線が走り、古くから交通の要衝地であり、高規格道路の延伸による利便性の高い交通・物流拠点に適していること、ショッピングセンターや官公庁・金融機関など都市機能を備えていること、旭川以北唯一の救急・高度・先端医療を担う地方センター病院や日本最北の陸上自衛隊が駐屯し、安全安心を備えた旭川以北道北圏の中核都市、北・北海道中央圏域定住自立圏の中心市として幅広いバックアップ機能の受け皿として、多くの役割を果たすことが期待されている。

国土強靱化という新たな政策課題に対しても、本市が持つ強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、新たな役割を担っていくことが求められる。

(1) リスク分散の受け皿

首都直下地震や南海トラフ地震における被害想定では、人的被害に加え、多大な経済的な損失が見込まれており、その被害の最小化に向けては、経済活動を継続するための重要機能を事前に遠隔地に配置するなど、リスクの分散化を図ることが不可欠である。

北海道は、首都圏等から遠距離にあり、同時被災リスクの低さに加え、低廉な投資・運営コスト、住環境の良好さといった点などから、近年、企業の本社機能やデータセンターの移転・立地先としての評価が高まっており、今後、企業等における業務継続計画（BCP）の重要性が高まる中で、リスク分散の受け皿としての本市の役割が期待される。

(2) 食料・エネルギーの安定供給

本市は、長年にわたり300%を超える食料自給率を保ち続け、国民生活の根幹を支える食料の安定供給に大きな役割を果たしてきた。今後、世界的に食料需給のひっ迫が懸念される中、平時はもとより道内外の大災害時において、我が国の食料供給拠点として、本市が担うべき役割はさらに大きくなる。

また、国内において、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造への転換が求められている中、太陽光や雪氷冷熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーが賦存しており、中長期的な視点から国全体のエネルギー需給の安定化に向け、役割を担うことが期待される。

（３）広域防災・物流拠点の形成

本市は、古くから交通の要衝地であり、都市機能を備え、旭川以北唯一の救急・高度・先端医療を担う地方センター病院や日本最北の陸上自衛隊が駐屯し、北海道縦貫自動車道の延伸に向けた「士別釧淵一名寄間」の整備が進められるなど、災害時の救助・支援、物資の輸送まで広域防災・物流拠点に適した条件を満たしており、旭川以北道北圏の中核都市として役割を担うことが期待されている。

２ 名寄市強靱化のめざす姿と目標

（１）めざす姿

地域の強靱化に取り組む全ての者の「共通の目標」として、名寄市の強靱化に取り組む一人ひとりが自分ごととして共有する「めざす姿」を設定。

めざす姿

「強靱な地域と人をつくり、国土の強靱化を支える安全・安心な名寄市」

＜めざす姿の基本的な考え方＞

安全・安心な災害に強い社会基盤をつくることはもとより、地域と人に視点をおき、地域のコミュニティの共助と一人ひとりの自助を大切にすることを表現することによって、一人ひとりが自分事として共感してもらうこととともに、本市には、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と、豊富な食や再生可能エネルギーといった世界に誇るポテンシャルがあり、国及び北海道全体の強靱化に対して大きな役割を担うことをめざす。

（２）目標

本市は、市民のみならず国民生活に不可欠な食料やエネルギーの供給拠点として、さらにリスク分散の受け皿として、国全体の強靱化に資する大きなポテンシャルを有している。

一方、本市の足元に目を向けると、人口減少や高齢化、過疎化の進行等により、地方都市や集落の活力低下などの地域課題が生じているほか、社会資本への投資余力の減少等により、都市間交通ネットワークなど地域住民の安心な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラ整備も十分に進んでいない状況にある。

このような状況の中、本市においても、想定される豪雨・暴風雨による洪水をはじめ、地震、土砂災害、豪雪・暴風雪など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、本市が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。

こうしたリスクに正面から向き合い、本市の社会状況や地域特性を背景とした自然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な名寄市をつくることは、将来にわたる市民の安

全・安心や本市の社会経済の活性化はもとより、国・北海道の強靱化を図る上で不可欠な取組である。

また、本市がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことも必要である。

そして、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

名寄市強靱化は、こうした見地から、本市のみならず国家的な課題として、国、北海道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

こうした中、令和6年（2024年）1月に発生した能登半島地震においては、電気、ガス、上下水道等のライフラインへの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラへの甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光等の経済活動の大きな支障となっている。本市でも今後、様々な自然災害から得られる教訓や知見を踏まえることはもとより、名寄市総合計画（第2次）や名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に「強靱なまちづくり」を進めていくことが必要である。

以上の考え方を踏まえ、名寄市強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「大規模自然災害から道民の生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを目標として掲げ、「めざす姿」の実現に向けて関連施策の推進に努めるものとする。

名寄市強靱化の目標

- （１）大規模自然災害から市民の生命、財産及び社会経済機能を守る
- （２）国・北海道の強靱化への貢献と、北海道・道内他市町村との連携を促進
- （３）災害に強い地域社会や地域経済の実現と迅速な復旧、復興体制の確立

3 本計画の対象とするリスク

名寄市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「大規模自然災害から市民の生命、財産及び社会経済機能を守る」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道の強靱化への貢献と、北海道・道内各市町村との連携を促進」という観点から、市外における大規模自然災害についても、本市として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

3-1 市内における主な自然災害リスク

（１）地震

- 内陸型地震（2024 年 地震調査研究推進本部HP）
 - ・ 北海道内の主要活断層は 13 箇所
 - ・ 増毛山地東縁断層帯・沼田一砂川付近断層帯・・・ M7.8 程度、30 年以内 0.6%以下（最寄断層からの距離が約 110 km）
 - ・ サロベツ断層帯の発生確率・・・ M7.6 程度、30 年以内 4%以下
 - ・ 今後 30 年以内の震度 6 弱以上の発生確率は 0.6%（地震ハザードカルテ 2024）
- 過去の被害状況
 - ・ 十勝沖地震（2003 年）・・・ M8.0、最大震度 3
死者・行方不明者 0 人
 - ・ 東日本大震災（2011 年）・・・ M9.0、最大震度 2
死者・行方不明者 0 人
 - ・ 北海道胆振東部地震（2018 年）・・・ M6.7、最大震度 3、
市内全域で停電が発生、復旧までに最長で約 41 時間（ブラックアウト含む）
死者・行方不明者 0 人
 - ・ 気象台観測開始以降（1919 年 1 月 1 日～2025 年 1 月 1 日）
震度 3（5 回）、震度 2（15 回）、震度 1（28 回） 合計 48 回発生

（２）豪雨／暴風雨／竜巻（土砂災害・洪水）

○ 近年では、台風や低気圧などの豪雨や暴風雨により、全国的にも大きな被害が発生している。平成 28 年（2016 年）には、1 週間に 3 つの台風が北海道に上陸し、全道的にも被害が発生している。本市では、台風などによる強風で倒木や電柱倒壊等の被害や、大雨による河川の洗掘や橋梁の損壊、内水氾濫等による浸水被害が発生するなど、水害による災害が懸念されている。

○ 過去の被害状況

- ・大雨による 4 度の大洪水（1955 年）
死者 3 人、負傷者 3 人の人的被害、家屋流出 43 戸、床上浸水 7,920 戸
- ・前線の停滞による大雨（1975 年）
床上浸水 287 戸、床下浸水 1,558 戸
- ・前線の停滞による大雨（1981 年）
床上浸水 73 戸、床下浸水 408 戸
- ・前線の停滞による大雨（2014 年）
床上浸水 1 戸、床下浸水 78 戸（24 時間降雨量 153.5mm 統計開始以降最大）

（３）豪雪／暴風雪

○ 寒冷多雪地域であり、大雪や吹雪による交通障害、家屋やビニールハウスの倒壊、人的被害が頻繁に発生。

○ 過去の被害状況

- ・ビニールハウスが 15 棟倒壊（2015 年）
死者 1 人（ハウス倒壊による）
- ・吹雪に起因する事故（2017 年）国道 40 号で 100 台の車が立往生、負傷者 6 人（吹雪による交通事故）

３－２ 市外における主な自然災害リスク

（１）首都直下地震

- 発生確率 …… M7.0 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

（２）南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8.0～9.0 クラス、30 年以内に 70%～80% 程度
- 被害想定 …… 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、
建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、被災範囲 40 都府県
（関東、北陸以西）

4 名寄市強靱化を進める上での留意事項

名寄市強靱化に当たっては、国の基本計画及び北海道強靱化計画に掲げる基本的な方針に配慮し進めるとともに、本計画に掲げるめざす姿及び目標を踏まえ、以下の事項に留意し推進することとする。

4-1 名寄市の特性を踏まえた取組の推進

(1) あらゆる自然災害リスクへの対応

- ・ 前項に示したとおり、本市は、地震、豪雨、豪雪など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取組をはじめ、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化を鑑み、多様な災害の同時発生や地震後の豪雨等の複合災害、併せて、避難施設における新型コロナウイルスなどの感染症のまん延や厳冬期における災害の発生も含む、本市において想定されるあらゆる自然災害への対応力を強化するとともに、市内の学校・福祉・子育て施設等の公共施設の改修においては、災害対応に必要な機能強化を図ること。

(2) 名寄市の置かれた社会状況への対応

- ・ 人口減少や高齢化を前提として、過疎化や札幌圏、旭川市への転出超過など、本市が置かれた社会状況を踏まえ、要援護者対策や地域間の連携を支える交通ネットワークの形成など、実情に応じたきめ細かい対策を講じること。

(3) 名寄市がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服

- ・ 本市の地理特性や食料自給率、エネルギー賦存量といった本市の優位性を最大限に活かし、国及び北海道全体の強靱化に貢献するためのバックアップ機能をさらに強化すること。
- ・ 首都圏からの距離の遠さや陸続きでないこと、冬季における寒冷多雪の気候など、本市にとって不利とされてきた要因についても、強靱化の観点からは、本市の魅力に転換できることから、移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取組を進めること。

4－2 連携・ネットワークを重視した取組の推進

（１）関係者相互の連携協力と人材育成

- ・ 大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧復興の各段階において、国の関係機関、北海道、市町村、大学、研究機関、民間事業者、NPO、住民等、関係者相互の連携協力による取組が不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。
- ・ 国や北海道の研究機関との連携のもと、本市の強靱化に資する研究開発を推進するとともに、研究成果の効果的な活用を図ること。
- ・ こうした取組や防災教育を通じ、市民自らが主体的に国土強靱化について考えるとともに、「自助」や「共助」の意識を高め、災害に対する強靱性の向上を促し、地域社会、民間事業者、団体等において中核となる人材の育成を行うこと。

（２）地域間の連携、役割分担

- ・ 大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、広域的な見地から地域間の連携による対応が不可欠であり、市内はもとより市外も含め、被災規模等を想定した地域間の連携体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講じること。

（３）国及び北海道の施策の積極的な活用と民間投資の促進

- ・ 財政状況が厳しい中、本市の強靱化を効率的かつ効果的に進めるため、国や北海道の施策を積極的に活用しながら、優先順位を考慮するとともに、「公助」に対しての新技术の導入や市内外からの民間投資の促進など、幅広い政策手法による取組を進めること。

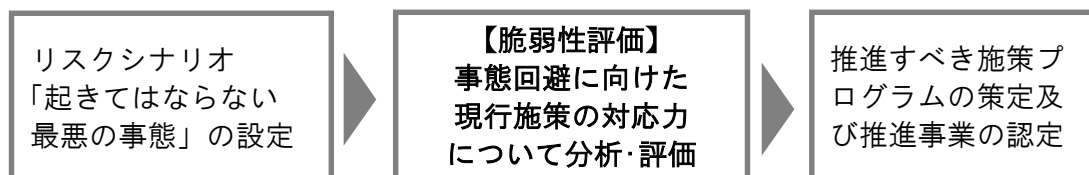
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本市としても、本計画に掲げる名寄市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、市内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本市の対応力についても、併せて評価

＊ 対象とするリスクの概要については、「第2章 3 本計画の対象とするリスク」（P9～10）を参照

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、寒冷多雪など本市の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリと19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリ		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水・ため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

3 評価の実施手順

前項で定めた19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表1「名寄市強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであり、6つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示する。

4-1 「人命の保護」に関する事項

- ・ 不特定多数が集まる公共施設等について、災害時に避難所や救護用施設として利用されることもあるため、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえた効果的・効率的な施設整備を着実に実施する必要がある。また、学校施設や公共建築物等について、今後老朽施設が増加することも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うとともに、管理不全空家の対策が必要である。
- ・ 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策も含めて、本市をはじめ国や北海道など関係機関が連携し、体制の不十分な地域への対応を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や暴風雪時や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。
- ・ 災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。
- ・ 交流人口の拡大による地域活性化を図るため、観光振興にも取り組んでいることから、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達や避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。
- ・ 高齢者や障がい者等の要支援者の安全確保に向けて、社会福祉協議会と連携した、福祉避難所の確保や支援体制の構築を図るとともに、自主防災組織の結成促進を図るなど地域防災力の向上に向けた取組が必要である。

4-2 「救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保」に関する事項

- ・ 被災地への救助・救援活動や医療支援については、被災地における保健・医療・福祉機能の充実に向けて、避難所における良好な生活環境の確保、健康に配慮した運営体制の構築、官民協働による要配慮者への福祉支援が必要である。また、物資

供給など災害時対応については、家庭や企業における物資の備蓄の充実や運用改善、民間事業者や関係行政機関の連携体制の一層の強化を図るとともに、特に孤立する可能性がある地域では孤立に強い地域づくりを進める必要がある。

- ・ 名寄市立総合病院が上川北部で唯一の地域災害拠点病院として広域的な災害医療の提供を行う必要があることから、定住自立圏域（北・北海道中央圏域）の災害対応も視野に入れ広域防災拠点構想についても研究を進める必要がある。
- ・ 災害対応における物資の備蓄や供給について引き続き同時被災リスクの少ない遠方を含めた自治体間連携による支援体制の整備を進める必要がある。
- ・ 避難所における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面や生活環境に配慮した避難所の適切な設置・運営等に資する取組を促していく必要がある。

4－3 「行政機能の確保」に関する事項

- ・ 大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、本市における業務継続体制の一層の強化を図る必要がある。
- ・ 市内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。
- ・ 大災害時においても治安を維持するため警察による警備体制の一層の強化が必要である。

4－4 「経済活動の機能維持」に関する事項

- ・ 食料の安定供給に関しては、本市のみならず国及び北海道全体の強靱化に貢献するという本市の役割に照らし、本市のポテンシャルを最大限に発揮するため、供給力のさらなる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。
- ・ 首都直下地震等に備え、首都圏企業等がリスク分散の観点から業務継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、企業の本社機能や生産拠点、データセンター等の誘致について、その取組を強化する必要がある。
- ・ 災害時における市内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が十分に整備されていない市内企業の体制整備を促進する必要がある。
- ・ 災害時における経済活動のサプライチェーンや救援物資の円滑な輸送を確保するため、耐震化などの防災対策の強化を図るとともに、物流拠点構想について検討する必要がある。
- ・ 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備・保全や農地・農業水利施設の保全管理を推進する必要がある。

4-5 「情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保」に関する事項

- ・ エネルギーの安定供給について、本市のみならず国及び北海道全体の強靱化に貢献するという本市の役割に照らし、本市のポテンシャルを最大限に発揮するため、再生可能エネルギーの導入拡大や、供給力のさらなる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。
- ・ 市民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要がある。
- ・ 交通ネットワークの整備は、本市の強靱化はもとより、北海道強靱化の根幹を支えるものであり、災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い地域間交通ネットワークの強化とともに、高規格幹線道路など高速交通ネットワークの一層の充実や、大量輸送機能を持つ鉄道の維持確保に向けた取組を推進する必要がある。
- ・ 災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の収集・共有や住民等への伝達体制の強化のほか、「自助」「共助」の取組を最大限発揮するため地域防災活動や防災教育を推進する必要がある。
- ・ 本市の成長産業である観光の一層の振興に向け、外国人を含む観光客の安全確保や災害情報の伝達、避難誘導體制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。

4-6 「迅速な復旧・復興等」に関する事項

- ・ 災害の迅速な復旧・復興に向け、仮設住宅等の確保や災害廃棄物の処理体制の整備を図るとともに、国や北海道と連携した地籍調査等を実施する必要がある。
- ・ 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、若手層を中心とした担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。
- ・ 自治体間相互の協定に基づく応援体制を整備するとともに、ボランティア活動の活用体制の構築を図る必要がある。
- ・ 人口減少・高齢化が進む地域において、生活機能や交通手段を維持・確保するとともに、地域コミュニティ機能の維持・活性化を図る必要がある。

5 名寄市強靱化に向けた施策の充実・強化

脆弱性評価の結果を踏まえると、本市における強靱化施策の充実・強化のためには、ソフトとハードが一体となった治水対策、避難所の生活環境の改善による災害関連死対策、孤立地域対策といった近年の地震災害や大雨災害から得られた教訓への適切な対応や、デジタル技術など新技術の活用による効率化、地域間連携の

強化など、近年の社会情勢の変化等を踏まえた対応、耐震化等の地震対策の加速化、さらには、こうした強靱化施策の実効性を高めるための取組として、名寄市強靱化計画のさらなる充実化や国費予算の安定的な確保に努めていく必要がある。

第4章 名寄市強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靱化施策の取組方針を示す「名寄市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。原則として、目標年次は計画の最終年である、令和8年（2026年）としている。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本市の総合計画である『名寄市総合計画（第2次）』で掲げる「自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり」という基本目標の実現を図るとともに、本市の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、名寄市地域防災計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化アクションプラン」等で示される、推進方策と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、30の重点化すべき施策項目を設定した。

4 推進事業

施策推進に必要な手続きを「見える化」し、着実な進歩を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業として示します。

また、計画策定後の事業変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直し、追加を行う。

【名寄市強靱化のための施策プログラム一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 19 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- ・ プログラムを構成する施策には、複数のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのあるリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

(1-1-1 住宅・建築物等の耐震化) **重点**

- ・ 地震による住宅や建築物の倒壊は、被災後の避難を妨げるだけでなく、地震火災の発生にもつながることから、「名寄市耐震改修促進計画」に基づき、住宅や建築物の耐震化を促進するため、支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- ・ 防災拠点となる市庁舎（名寄・風連）や多くの住民等が利用する公共施設、公共建築物は、災害時に避難場所や救護用施設等として利用されることもあるため、耐震化を促進する。
- ・ 市内小中学校は、耐震化未完了の学校があることから「名寄市立小中学校施設整備計画」に基づき、安全面・機能面での改善を図るため計画的な改修を行う。
- ・ 耐震化の現況を踏まえ、災害種別に応じて、開設する避難所等を分析・検討を行う。

(1-1-2 建築物等の老朽化対策) **重点**

- ・ 学校施設や、公共建築物の老朽化対策については、「名寄市公共施設等総合管理計画」や「名寄市公営住宅等長寿命化計画」などに基づき、計画的な施設の更新・統廃合・長寿命化等による再編を推進する。
- ・ 民間建築物の老朽化対策については、「名寄市空家等対策計画」に基づき、空家等に関する管理意識の醸成により、適正に管理されない空家等の発生を抑制するとともに、空家等の利活用や除却推進などの啓発を行う。また、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設の整備事業の実施により防災体制の強化を図る。

(1-1-3 緊急輸送道路等の整備) **重点**

- ・ 災害時における緊急輸送の円滑かつ確実な実施のため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路や避難路等、優先度が高い路線の計画的な整備や、北海道縦貫自動車道「士別釧淵一名寄間」の早期完成に向けた要望活動を推進する。また、沿道建築物の耐震化や無電柱化について、関係機関と検討を行う。
- ・ 道路管理者と民間団体等との協定締結等により、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みの構築を促進する。その際、国及び北海道と連携し、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道について、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、除雪体制の優先的な確保を図る。

(1-1-4 地盤等の情報共有)

- ・ 市内居住誘導区域を中心に、宅地造成に伴う災害の防止に向け、国・北海道との連携を図り、住民に対して必要な情報提供を行う。

(1-1-5 防火対策・火災予防)

- ・ 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を推進する。

《指 標》

住宅の耐震化率	83% (R5) → 95.0% (R8)
公立小中学校の耐震化率	76.0% (R5) → 91.7% (R8)
住宅用火災警報器設置率	86.4% (R5) → 100% (R8)

《推進事業》

既存住宅耐震改修促進事業 【建水】

（社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震）等）
（北海道既存住宅耐震改修事業補助金）

公営住宅整備事業 【建水】

（社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業））

小中学校施設補修・耐震事業 【教育】

（公立学校施設整備費負担金）

市内小中学校改築事業 【教育】

（学校施設環境改善交付金）

名寄市空き家対策総合支援事業 【市民】

（空き家対策総合支援事業）

空き家再生等推進事業 【市民】

無電柱化の推進 【建水】

（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）

無電柱化推進計画策定の研究 【建水】

橋梁長寿命化整備事業 【建水】

（道路メンテナンス事業補助）

市街地の道路整備 【建水】

（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、都市構造再編集集中支援事業）

中小企業運転等融資事業 【経済】

（中小企業総合振興資金貸付）

1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(1-2-1 警戒避難体制の整備等) **重点**

- ・ 土砂災害警戒区域、その他の危険個所の住民等に対し、土砂災害警戒区域等防災マップの作成・配布による周知徹底を図り、災害時適切に避難できる体制を整備するとともに、関係機関と連携しながら危険個所の土砂災害対策を推進する。

1－3 突発的又は広域的な洪水・ため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成) 重点

- ・ 国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、想定最大規模降雨に基づき、適宜洪水ハザードマップの情報を更新するとともに、水害対応タイムラインを作成し、市民への周知徹底やハザードマップに基づく防災訓練を実施する。洪水ハザードマップの情報を更新するとともに、市民への周知徹底やハザードマップに基づく防災訓練を実施する。
- ・ 内水被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて内水ハザードマップの作成を検討する。

(1-3-2 河川改修等の治水対策) 重点

- ・ 市管理河川について、気候変動の影響や近年の大雨災害等を勘案した計画的な河川改修や河川浚渫、雑木処理、草刈など、適切な維持管理による治水対策を推進する。
- ・ 内水による冠水や浸水被害を防ぐため、排水機場や雨水管渠の整備・維持など計画的な雨水対策を推進する。

(1-3-3 ため池の防災対策)

- ・ ため池の決壊による甚大な二次災害を防止するため、点検・診断に基づく対策を推進するとともに、防災重点ため池に指定された地域の住民と共に作成したハザードマップの周知徹底を図る。

《指 標》

防災重点ため池ハザードマップの策定 100% (R5) → 状況に応じて更新 (R8)
洪水ハザードマップ作成状況 作成後変更なし (R5) → 状況に応じて更新 (R8)

《推進事業》

農業農村整備事業【経済】

(農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化防災減災事業、農山漁村地域整備交付金)

河川整備・改修・維持事業【建水】

ハザードマップ作成事業【総務】

(社会資本整備総合交付金、地域づくり総合交付金、いきいきふるさと推進事業)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

(1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化) **重点**

- ・ 道路パトロールによる道路交通状況や降雪状況の的確な把握に努め、効果的な道路維持体制の整備を推進する。
- ・ 暴風雪時の車の立往生などを防止するため、交通障害の発生が予想される気象条件下において、多様な媒体・手段を活用して、地域住民や外国人を含む観光客等への情報提供、注意喚起を実施する。

(1-4-2 除排雪体制の確保) **重点**

- ・ 降雪シーズン前に開催される連絡調整会議等を活用し、異常気象時の連絡体制や雪堆積場の確保状況、立ち往生車両の対応など、道路管理者間や関係機関との情報共有及び連携強化を図り、円滑な除雪体制の確保に努める。
- ・ 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的・適切な更新及び増強を図るとともに、除雪機械オペレーターの育成・確保のため除排雪委託業者への負担軽減に向けた支援を実施する。
- ・ 担い手不足などの課題解消のため、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した効率的な除排雪作業について研究を進めるとともに、除雪体制の在り方含め総合的な除雪対策の検討を行う。

《指 標》

除排雪機械保有台数 19 台（R5）→ 19 台（R8）

除排雪機械更新または増強台数 13 台（R5）→ 16 台（R8）

《推進事業》

道路パトロール【建水】

市民への注意喚起【建水】

市道除雪・排雪対策事業【建水】

（社会資本整備総合交付金）

除雪機械購入事業【建水】

（社会資本整備総合交付金）

市道及び私道除排雪助成事業【建水】

排雪ダンプ助成事業【建水】

2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(2-1-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- ・ 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性の向上を図る。
- ・ 消防職員の災害対応力の向上・強化を図るため各種研修等による計画的な人材育成を推進する。
- ・ 事業所、学校関係、市民に対して救命救急講習やAED講習を実施するなど救命処置の普及啓発を推進する。

(2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充)

- ・ 大規模自然災害発生時に救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、北海道内の配置体制並びに陸上自衛隊名寄駐屯地の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組を推進する。

(2-1-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- ・ 消防庁舎の耐震化を検討するとともに、災害対応能力を強化・維持するため、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する、様々な先端技術の導入などの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の増強、老朽化した車両などの計画的な整備・更新に努める。

(2-1-4 消防団活動の促進)

- ・ 本市における地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

《指 標》

防災訓練実施回数 年1回(R5) → 年1回(R8)

陸上自衛隊名寄駐屯地維持・拡充要望活動 年1回(R5) → 年1回(R8)

消防団員充足率 91.4%(R5) → 100%(R8)

《推進事業》

緊急消防援助隊登録車両更新事業【消防】

（緊急消防援助隊設備整備費補助金）

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

（2-2-1 防疫対策の充実）

- ・ 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制の整備、災害時の避難場所における污水対策などの防疫対策を推進するとともに、平時から、円滑に定期的な予防接種を実施できるよう国及び北海道と連絡調整を行う。

（2-2-2 被災時の保健医療支援体制の強化）**重点**

- ・ 被災時に状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道、医師会、歯科医師会等との連携による被災時の医療支援体制の強化を図る。
- ・ 名寄市立総合病院は広域的な災害医療の提供を行う必要があり、病院施設及び医療機器の整備や医師をはじめスタッフの確保に努めるとともに、名寄市立総合病院事業継続計画（BCP）基本方針に沿った大規模自然災害を想定した訓練を実施するなど災害時の対応力の向上を図る。
- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練の定期実施に努める。

（2-2-3 災害時における福祉的支援）

- ・ 地域や自主防災組織、関係機関等と連携を図り、災害時要支援者等に対する適切な支援体制の構築に努める。
- ・ 福祉避難所での受入体制の整備を検討する。

《指 標》

災害派遣医療チーム数（DMA T） 1（R5）→ 2（R8）
市立総合病院における災害対応訓練数 0回（R5）→ 年1回（R8）
非常用食料・飲料水（入院患者用）備蓄量 3日分（R5）→ 3日分（R8）
予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率
97.6%（R5）→ 集団発生を免れる95%以上を維持（R8）

《推進事業》

乳幼児予防接種事業（麻疹・風しん）【健福】

2-3 被災地での食料・飲料水・電気・燃料等、生命に関わる物資エネルギー

供給の長期停止

（2-3-1 物資供給等に係る連携体制の整備）**重点**

- ・ 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど、平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、連携や連絡体制の整備に努める。
- ・ 道内自治体からの応援が受けられない事態へ備え、同時被災のリスクが少ない道外自治体（東京都杉並区、福島県南相馬市など）との災害時相互応援協定に基づき、災害時における連携強化を図る。

（2-3-2 非常用物資の備蓄推進）**重点**

- ・ 家庭や企業等における 災害時の備えとして、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品などの非常備蓄品や避難所等での生活に必要な、懐中電灯や携帯ラジオ、お薬手帳と定期的に服用している医薬品、応急医薬品、防寒着などの非常時持出品を平時より備蓄しておくことのほか、非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。
- ・ 非常用物資の計画的な備蓄や非常用電源の確保、避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置に努める。
- ・ 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。

- ・ 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- ・ 孤立する可能性のある地域について、積雪寒冷期による積雪等により、物資運搬等に時間を要することも考慮し、孤立地域となった場合に他地域からの応援がなくても対応できる量である１週間程度の物資を備蓄するなど、孤立に強い地域づくりをするため、備蓄体制の構築を促進する。

《指 標》

備蓄食料の確保（３日分） １,６００人（Ｒ５）→ １,７００人（Ｒ８）

備蓄整備方針の策定状況 未策定（Ｒ５）→ 策定（Ｒ８）

災害関係協定件数 ６５件（Ｒ５）→ ６６件（Ｒ８）

《推進事業》

非常用物資備蓄品整備事業【総務】

（地域づくり総合交付金）

２－４ 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

（２－４－１ 避難所等の指定・整備・普及啓発）**重点**

- ・ 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、実践的な訓練を行うなど、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。
- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- ・ 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

（２－４－２ 避難者等の生活環境の改善、健康への配慮）

- ・ 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における

良好な生活環境の整備を促進する。また、国の手引きを踏まえて、車中など避難所以外への避難者の生活環境についても促進する。

- ・ 感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進する。

(2-4-3 積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- ・ 避難所における冬季防寒対策として、毛布、移動式ストーブ、発電機、携帯トイレ等の資機材の計画的な備蓄を推進するとともに、拠点となる避難所等に発電設備の整備、また長時間の停電対策として電力と燃料を供給できる体制の整備に努める。
- ・ 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、本市の積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。
- ・ 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発に努める。

(2-4-4 避難住民等の「こころのケア」体制の充実)

- ・ 災害時における精神保健活動の支援等を行うDPAT(災害派遣精神医療チーム)の受入に向け、関係機関との調整や体制の整備に努める。

《指 標》

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況

66 箇所 (R5) → 65 箇所 (R8)

福祉避難所の指定数 1 箇所 (R5) → 2 箇所 (R8)

段ボールトイレ 100 個 (R5) → 110 個 (R8)

備蓄状況 毛布 636 枚 (R5) → 2,000 枚 (R8)

発電機 19 台 (R5) → 20 台 (R8)

移動式ストーブ 57 台 (R5) → 60 台 (R8)

《推進事業》

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業【健福】

(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)

非常用物資備蓄品整備事業【総務】

(地域づくり総合交付金)

3. 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

(3-1-1 災害対策本部機能等の強化) **重点**

- ・ 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- ・ 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎、消防署等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し、庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。

(3-1-2 行政の業務継続体制の整備) **重点**

- ・ 業務継続に必要な 6 要素を盛り込んだ業務継続計画の整備を促進し、災害時における行政業務の継続体制を確保する。
- ・ 「情報システム部門の業務継続計画（初動版）」に基づき、外部システム事業者との協力体制の充実を図るとともに、重要システム・インフラ等の被害を最小限にとどめ、災害時における行政情報の保全に努める。また、システム変更等を反映した随時改正を行う。

(3-1-3 広域応援・受援体制の整備) **重点**

- ・ 大規模災害時の災害応急体制の確保や広域応援の効果的な運用を行うため、自治体間相互協定を締結し、支援の円滑な受入を行うとともに、受援計画を策定するなど受援体制の構築に努める。

(3-1-4 地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮)

- ・ 首都圏等との同時被害リスクの少ない地域特性や優位性を活かし、北海道バックアップ拠点構想で期待される旭川以北道北圏の中核都市としての役割を踏まえて、農畜産物の安定的な生産・貯蔵・供給体制の強化、太陽光・バイオマス・雪氷冷熱など地域に賦存する再生可能エネルギーの導入拡大、都市機能の維持などに取り組むとともに、高規格道路早期完成に向けた取組や広域防災拠点の整備に向けた研究を推進する。

《指 標》

業務継続計画策定率 100% (R5) → 100% (R8)

《推進事業》

業務継続体制等整備事業【総務】

企業立地促進事業【経済】

(企業立地促進費補助、サテライトオフィス誘致事業、データセンター集積推進事業)

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的また広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(4-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の推進) **重点**

- ・ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、立地に向けた取組を促進するとともに、人材確保の支援を併せて行う。
- ・ 豊富な再生可能エネルギーや冷涼な気候、首都圏等との同時被災のリスクが少ないといった地理的優位性を活かし、データセンターやサテライトオフィスなどの企業誘致を促進するため、データセンターの集積に不可欠である強靱な情報インフラの確保に向けた検討を行う。
- ・ 市内で災害が発生することで生ずる企業における立地に対する不安を解消し、立地意欲への影響を回避するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を市外に向けて発信する。

(4-1-2 企業の業務継続体制の強化)

- ・ 民間企業における業務継続計画の策定を促進するため、経済団体と連携し、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルの普及啓発を図るとともに、計画策定の支援に努める。

(4-1-3 被災企業等への金融支援)

- ・ 大規模自然災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業の早期復旧及び経営の安定化を図るため、被災企業に対する金融支援等のセーフティネットの確保に向けた検討を行う。

《推進事業》

企業立地促進事業【経済】

(企業立地促進費補助、サテライトオフィス誘致事業、データセンター集積推進事業)

中小企業運転等融資事業【経済】

(中小企業総合振興資金貸付)

4-2 基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

(4-2-1 流通拠点の機能強化)

- ・ 物流拠点となっている施設については、被災した場合の代替機能の確保が困難でありながら、老朽化が進み災害対策が求められることから立替・移設を含めた検討を行う。
- ・ 旭川以北道北圏の中核都市、北北海道中央圏域の中心都市であり、高規格道路の延伸による利便性の高い交通の要衝であり、優位性を活かした物流拠点化構想について検討を行う。
- ・ 民間施設を含めた物流拠点の耐震化などの災害対策を促進するとともに、災害時においても円滑な物資輸送を図る体制を構築するなど機能強化に向けた取組を推進する。

4－3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

(4-3-1 食料生産基盤の整備) **重点**

- ・ 農業従事者の高齢化や後継者不足の解消に向けた多様な担い手の育成や確保に対する支援として、配偶者確保に向けたマッチング支援を行うとともに、地域おこし協力隊制度を活用した研修や就農後の早期経営安定に向けた支援等を推進する。
- ・ 農業生産者の経営安定化を図るため、農業生産基盤の強化や土地改良施設の老朽化対策、農地の大区画化などを推進する。
- ・ 生産性の向上を図る機械化や規模拡大等を推進するとともに、スマート農業の実現に向けて、人工衛星からの位置情報を活用し、高精度な自動操舵技術の導入やドローンの活用等、地域にあった技術の選択を進め段階的な導入に努める。

(4-3-2 地場農産物の販路拡大)

- ・ 大規模自然災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓・拡大等により、一定の生産量を確保していくことが重要であることから、地産地消の推進や地域特性・優位性を活かした高付加価値化及び販路拡大など食関連産業のさらなる成長につながる取組に対する支援を行う。

(4-3-3 地場農産物の産地備蓄の推進) **重点**

- ・ 雪氷冷熱等を活用した農産物の長期貯蔵のほか、北海道や民間団体など関係機関との協力体制を構築することで、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。
- ・ 旭川以北道北圏の中核都市として、広域防災拠点構想と併せた農産物の産地備蓄、物流拠点構想についても研究を進める。

(4-3-4 生鮮食料品の流通体制の確保)

- ・ 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するために、卸売市場の関係者や業者間の相互応援体制の構築や関係機関・団体等との情報共有を図る。

《指 標》

新規就農者数 9人(R5) → 7人(R8)

農地面積 11,320ha(R5) → 10,768ha(R8)

《推進事業》

中小企業振興条例助成事業【経済】

（食のキーパーソン育成事業、北海道物産観光展示所運営、食品製造業のマーケティング力強化事業、成長市場向けマーケティング支援事業、国際大会等を契機とした食と観光の魅力発信事業）

高付加価値化と消費拡大の推進【経済】

（農山漁村振興交付金事業）

農業・農村交流事業【経済】

（農山漁村振興交付金事業）

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

（4-4-1 森林の整備・保全）**重点**

- ・ 林業の担い手の育成・確保のため、森林整備担い手対策推進事業を活用した、森林作業員の就労の長期化・安定化、さらには新規就労の推進を図る。
- ・ 災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地被害を防止し、森林が持つ防災・減災などの多様な機能を発揮させるため、造林・間伐等の森林施業と、その基盤となる林道等の路網整備を計画的に推進する。

（4-4-2 農地・農業水利施設等の保全管理）

- ・ 農地等の多面的機能を発揮させ、かつ保全を行うため、関係機関と連携した農業水利施設の適正な管理と計画的な整備・更新を推進する。
- ・ 農業用水路の安定的な水の供給のため、老朽化対策及び計画的な施設・設備の更新を図るとともに、ICTを活用した水位監視などの研究を進める。

《指 標》

森林経営計画参入面積割合（市有林） 100%（R5）→ 100%（R8）

森林経営計画参入面積割合（私有林） 74.6%（R5）→ 80%（R8）

排水機場維持管理点検回数 2回（R5）→ 2回（R8）

《推進事業》

民有林林業振興推進事業【経済】

（農山漁村地域整備交付金、森林環境保全整備事業、
地方創生整備推進交付金、林業・木材産業構造改革事業、

豊かな森づくり推進事業、森林環境譲与税活用市単独事業)
市有林造林事業【経済】

(農山漁村地域整備交付金、森林環境保全整備事業、
地方創生整備推進交付金、林業・木材産業構造改革事業)

農業農村整備事業【経済】

(国営直轄事業・道営農地整備事業・道営水利施設整備事業
(農山漁村地域整備交付金、農業競争力強化基盤整備事業、
多面的機能支払事業、農村地域防災減災事業、
農業水路等長寿命化防災減災事業))

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

(5-1-1 関係機関の情報共有化) **重点**

- ・ 災害時における情報連絡体制を確保するため、災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ的確な情報の収集、伝達に必要な防災行政無線、衛星携帯電話や衛星インターネット通信機器の計画的な整備など、通信手段の多重化を促進するとともに、操作方法の習熟を促進する。

(5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- ・ 災害時には、自助・公助とともに地域コミュニティにおける住民間の共助が不可欠であることから、名寄市町内会連合会をはじめ、不動産会社等とも連携した取組により町内会への加入促進を推進する。
- ・ 災害時に安全な避難行動をとれるよう、国のガイドラインの改定に基づく「判断・伝達マニュアル」や「タイムライン」の必要な見直しを行うとともに、災害情報の伝達方法の多様化・多言語化について検討を行い、効果的な情報伝達手段の確保に努める。
- ・ 防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、国の全国瞬時情報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、Em-Netの連携強化と職員の操作能力の向上や防災情報システム等の防災情報共有システムの効果的な運用による情報共有と住民への迅速な情報の提供に努める。

- ・ デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策や地域コミュニティＦＭ局との連携を促進する。

(5-1-3 外国人・観光客・高齢者等の要配慮者対策) **重点**

- ・ 外国人を含む観光客の安全を確保し適切に保護するため、観光施設等における避難誘導サインの設置やピクトグラム表記を推進するとともに、情報発信の多言語対応など、観光客に対する災害情報の伝達体制の強化に努める。
- ・ 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、避難行動要支援者名簿を整備・更新するとともに、名簿を活用した地域住民の支援による支援体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。

(5-1-4 冬季も含めた帰宅困難者対策)

- ・ 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生に備えるため、食糧備蓄や発電設備の確保等、交通事業者と連携して一時的な受入態勢を整備するとともに、宿泊施設・避難所、交通機関の振替輸送等の周知・誘導などについて検討を行う。また、積雪・低温など冬の厳しい自然条件を踏まえた対策を検討する。

(5-1-5 地域防災活動、防災教育の推進) **重点**

- ・ 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダー養成や自主防災組織の組織率向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- ・ 地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防団への加入促進と実践的教育訓練に取り組むとともに、計画的な装備品の整備に努める。
- ・ 定期的な避難訓練や集団下校訓練の実施のほか、授業内容に併せた災害・防災教育を通じて、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上を図る。

《指 標》

自主防災組織の設立割合 37.5% (R5) → 40.0% (R8)
防災行政無線台数 18 台 (R5) → 性能を拡充 (R8)
衛星電話台数 2 台 (R5) → 3 台 (R8)
防災訓練実施回数 1 回 (R5) → 年 1 回を継続 (R8)
町内会加入率 71.5% (R5) → 74.2% (R8)

《推進事業》

観光振興事業【経済】

(地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業)

地域防災活動推進事業【総務】

公衆無線 LAN 環境整備支援事業【総務】

(無線システム普及支援事業費等補助金)

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(5-2-1 再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- ・ 本市に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、既存のエネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合のバックアップとして再生可能エネルギーの役目は大きく、国・北海道などの関係機関と連携を図り導入拡大に向けた検討を進める。

(5-2-2 電力基盤等の整備)

- ・ 名寄市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設等における省エネルギー化の推進を図るとともに、クールチョイス宣言や節電、省エネに向けた市民啓発イベントを実施するほか、ピークカットの取組を推進する。
- ・ 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、非常時にも対応可能な設備の導入・普及に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する。

(5-2-3 多様なエネルギー資源の活用)

- ・ 太陽光、木質バイオマス、雪氷冷熱等の再生可能エネルギーをはじめ、多様なエネルギー資源の有効活用について検討するとともに、プラグインハイブリッド車（PHEV）や燃料電池自動車（FCV）の公用車導入による、災害時等でも活用できる新たな電力の供給確保について検討を行う。

(5-2-4 石油燃料等供給の確保)

- ・ 上川北部石油業協同組合との協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等で石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進するとともに、施設等の燃料タンクに燃料備蓄を行うことを推奨する。

《指 標》

新エネルギーを導入した公共施設数 4 施設 (R5) → 5 施設 (R8)

PHEVやFCV車両保有数 0 台 (R5) → 1 台 (R8)

《推進事業》

二酸化炭素排出抑制対策事業【総政】

(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(5-3-1 水道施設等の防災対策) **重点**

- ・ 応急給水、応急復旧に係る体制の構築と受援体制の整備を推進するとともに、「緊急時対応マニュアル」に基づく、訓練等の実施と検証による危機管理体制の強化を図る。
- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、被災を最小限にとどめる水道施設の強靱化と更新計画に基づく老朽化対策を推進する。また、積雪寒冷地の特性を踏まえて、災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに、関係水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を図る。

(5-3-2 下水道施設等の防災対策) **重点**

- ・ 「名寄市下水道事業業務継続計画」については、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、訓練等の実施と検証による危機管理体制の強化を図る。
- ・ 下水道施設の老朽化による機能停止や浸水被害を未然に防止するため点検・調査を行い、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的に老朽化対策及び浸水対策を推進する。

- ・ 災害時においても重要拠点施設の排水機能を確保するとともに、重要道路の交通機能を確保するため、下水道施設の耐震化に努める。
- ・ 大規模自然災害時に、生活排水等が公共用水域に流出することを防ぐために、汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の設置替えを推進する。

《指 標》

老朽管更新整備 10 路線 (R5) → 16 路線 (R8)
 浄水場施設改修件数 47 件 (R5) → 58 件 (R8)
 処理場施設改築更新台数 91 台 (R5) → 168 台 (R8)
 雨水ポンプ改築更新台数 3 台 (R5) → 3 台 (R8)
 合併浄化槽の普及率 83.4% (R5) → 87.4% (R8)
 管渠施設改築更新路線数 8 路線 (R5) → 9 路線 (R8)

《推進事業》

公共下水道事業【建設水道】

- (処理場施設改築更新：社会資本整備総合交付金)
- (雨水ポンプ改築更新：防災・安全交付金)
- (管渠施設改築更新：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)

5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(5-4-1 交通ネットワークの整備) **重点**

- ・ 大規模自然災害時における被災地への物資供給や人的支援を迅速に進めるため、都市の骨格を形成する都市計画道路の未整備区間の整備促進を行うとともに、北海道縦貫自動車道士別剣淵一名寄間の早期完成に向けた取組を推進する。
- ・ 地域公共交通ネットワーク機能を維持するため、道路インフラ及びエネルギー供給の迅速な復旧に向けた体制の整備に努める。

(5-4-2 道路施設の防災対策等) **重点**

- ・ 道路施設の防災対策として、定期的な路面点検による効率的な補修を行い、安全で快適な道路環境を確保する。
- ・ 橋梁等の老朽化対策として「名寄市橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、着実な改修整備や予防保全を含めた修繕、適切な維持管理を推進する。

- ・ 地下埋設物の管理について、排水工事、上下水道の更新を管理図に反映し維持管理に努めるとともに、空洞化対策として、早期発見に向けた道路パトロールの実施と速やかな補修、空洞調査を検討する。
- ・ 災害発生時の倒木による道路の閉塞を防ぐため支障木の伐採や剪定、冬囲いなど街路樹の適正な維持管理を推進する。
- ・ 森林施業等の効率的な実装を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく老朽化対策を適切に推進する。

(5-4-3 鉄道の機能維持・強化)

- ・ 鉄道は大量輸送機能を持つ公共交通機関として地域住民やインバウンドを含む観光客を運ぶなど、産業や経済を支えており、広域的な人の移動と物流を支えるJR宗谷本線の輸送体制の維持及び利用促進に向けて北海道と連携した取組を推進する。

《指 標》

幹線道路整備延長 3,363m (R5) → 4,336m (R8)
 橋梁定期点検 245 橋 (2 巡目) (R5) → 167 橋 (3 巡目) (R8)
 橋梁修繕工事 20 橋 (R5) → 28 橋 (R8)
 業務委託パトロール 24 回 (R5) → 23 回以上 (R8)

《推進事業》

市街地の道路整備【建水】

(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、都市構造再編集集中支援事業)

緑化木維持管理事業【建水】

橋梁長寿命化整備事業【建水】

(道路メンテナンス事業補助)

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(6-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備)

- ・ 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物の発生量予測、収集・運搬方法、災害廃棄物の仮置き場や民間処理業者との連携などを位置づける災害廃棄物処理計画の策定に向けた検討を進める。
- ・ 大規模自然災害発生時に災害廃棄物処理が滞ることがないように、廃棄物処理施設の計画的な整備を進める必要がある。

(6-1-2 地籍調査の実施)

- ・ 災害後の円滑な復旧・復興を円滑に進めるため、国や北海道と連携して土地境界の把握に必要な地籍調査等を実施し、地籍の数値化を進める。

(6-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- ・ 市有地を中心に仮設住宅の用地の選定、設置戸数等について検討するとともに、住宅の被害認定調査などの業務に関し、国の指針に基づき、職員スキルの向上に向けた取組を検討する。

《指 標》

災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (R5) → 策定 (R8)
地籍数値率 78% (R5) → 100% (R8)

《推進事業》

廃棄物処理施設整備事業【市民】

(循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設分)、廃棄物処理施設整備交付金)

地籍数値情報化事業【建水】

(地籍調査費負担金、社会資本整備総合交付金)

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

(6-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携)

- ・ 大規模自然災害時の復旧・復興を迅速に進めていくため、建設業関係団体と協定を締結し、連携体制の構築を図るとともに、重要な担い手である建設業者の技能者養成と技術力向上の支援に取り組む。
- ・ 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であり、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む。

(6-2-2 行政職員等の活用促進)

- ・ 大規模自然災害時の人材不足を補うため、自治体間相互の協定に基づき広域応援の効果的な運用を行うために受援体制の構築を図るほか、技術職員の確保に向けた取組を進める。
- ・ 災害時におけるボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、社会福祉協議会と連携したボランティア活動の活用体制を構築するとともに、担い手の育成強化に努める。

(6-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- ・ 大規模自然災害時の復旧・復興を迅速かつ円滑に進めていくため、平時から地域コミュニティ機能の維持・活性化に向け、町内会連合会などで行われる研修等での事例研究や関係団体・組織との連携強化を図る取組を推進する。

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図るとともに、「名寄市総合計画（第2次）後期基本計画」と整合を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね4年（令和5年度から令和8年度）とする。

本市の他の特定分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する特定分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、北海道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、名寄市強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表１】 名寄市強靱化に関する脆弱性評価

１ 人命の保護

１－１ 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

（１－１－１ 住宅、建築物等の耐震化）

- 国や北海道の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、住宅は都市を構成するうえで日常生活の基盤となるものであり、市民の生活及び財産を守るため、耐震化を進める必要がある。
- 市営住宅等の耐震化については、名寄市公営住宅等長寿命化計画などにに基づき、老朽化の進んだ住棟から順次建替え、用途廃止等により耐震化を進めており、適切なストック管理のもと、適宜計画を見直ししながら推進していく必要がある。
- 多数の者が利用する建築物の耐震化が北海道平均より大きく遅れており、これらの施設は、利用者の安全確保のためだけでなく、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあるため、耐震化の一層の促進を図る必要がある。
- 学校施設は子どもたちにとって一日の大半を過ごす学習と生活の場であり、災害時の避難場所として利用されることもあることから、耐震化未完了の学校施設の計画的な改修整備を図る必要がある。

（１－１－２ 建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、人口減少と人口構成の変化に伴い、将来にわたり現在の規模を維持し続けることが困難であることから、「名寄市公共施設等総合管理計画」に沿った施設の集約化、多機能化などを進めるとともに、計画的な建替えや維持管理等を適切に行う必要がある。
- 民間建築物の老朽化対策については、管理不全空家等の所有者に対し必要な助言を行うとともに「名寄市空家等対策計画」に沿って適正な管理の重要性と管理不全の空家等がもたらす諸問題について広く住民意識を醸成するよう周知を徹底する必要がある。

（１－１－３ 緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や北海道などと連携を図り整備を推進する必要がある。また、災害時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の優先的に無電柱化を推進すべき緊急輸送道路等について地域からの要望も踏まえ、無電柱化について、調査研究及び関係機関との検討を行う必要がある。

（１－１－４ 地盤等の情報共有）

- 居住誘導区域を中心に、住宅造成等による地盤の変化で起こりうる災害の可能性について、住民に情報共有をする必要がある。

（１－１－５ 防火対策・火災予防）

- 住宅用火災警報器の設置など消防法令遵守による防火対策や火災予防運動など啓発活動を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・住宅の耐震化率 83.0% (R5)
- ・公立小中学校の耐震化率 76.0% (R5)
- ・住宅用火災警報器設置率 86.4% (R5)

１－２ 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（１－２－１ 警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害警戒区域１箇所、その他の危険箇所について、指定区域住民等への周知徹底を図るとともに、関係機関と連携を図り危険性が高い箇所における土砂災害対策を行う必要がある。
- 土砂災害警戒区域等防災マップを作成し、警戒区域、避難所・避難経路等の周知徹底を図り、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を行う必要がある。

1-3 突発的又は広域的な洪水・ため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成)

- 国が公表した想定最大規模の降雨に基づき、浸水想定に加え家屋倒壊等氾濫想定区域を示した洪水ハザードマップを作成し、全戸配布による周知徹底を図っているが、併せて水害対応タイムラインを作成するとともに、洪水ハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する必要がある。
- 内水による市街地等への浸水リスクを検証し、必要に応じて内水ハザードマップの作成を検討する必要がある。

(1-3-2 河川改修等の治水対策)

- 市管理河川の維持管理として、河川浚渫、雑木処理、草刈などの治水対策を行っているが、今後一層の効果的、効率的な環境整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水機場や雨水管渠などの下水道施設の整備・維持を進める必要がある。

(1-3-3 ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災重点ため池ハザードマップの策定 100% (R5)
- ・ 洪水ハザードマップ作成状況 作成後変更なし (R5)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

(1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 効果的な道路維持体制の整備を進め、暴風雪時の車の立往生などを防止するためにも、交通障害の発生するような気象状況が予測される場合などは、ホームページやSNSなど多様な手段を活用して、地域住民や外国人を含む観光客等への情報提供、注意喚起を行う必要がある。

(1-4-2 除排雪体制の確保)

- 降雪期前に各地域において、開発局、道、市町村といった道路管理者に加え、警察や消防などで構成する「除排雪に関する連絡調整会議」を開催し、異常気象時の連絡体制の確認や立ち往生車両の対応などについて、円滑な除雪体制の確保に努める必要がある。
- 除排雪機械は高額であるが計画的・適切な更新及び増強を行うとともに、除雪機械オペレーターの高齢化・人材不足の解消に努める必要がある。
- 担い手不足などの課題解消のため、情報通信技術（ICT）を活用した効率的な除排雪作業について研究を行うとともに、安定的な除雪体制を確保する上で抱えている多くの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 除排雪機械保有台数 19台 (R5)
- ・ 除排雪機械更新または増強台数 13台 (R5)

2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(2-1-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 本市や防災会議等による各種訓練の実施による関係機関相互の連携体制の強化を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 国の公表に基づいた想定最大規模の降雨を考慮した関係機関との連携による実践的な防災訓練・避難訓練を数年継続実施しており、引き続き効果的な訓練環境の整備等により災害対応能力を高める必要がある。
- ドクターヘリ運航調整委員会主催会議やメディカルコントロール主催検証会、救急救命士研修・実習への参加など、計画的な人材育成による救助・救急体制を維持する必要がある。
- 事業所、学校関係、市民に対して救命救急講習やAED講習を実施するなど救命処置の普及啓発を図る必要がある。

(2-1-2 自衛隊体制の維持・拡充)

- 名寄駐屯地は装備品含め災害対応能力を備えており、大規模自然災害発生時に救助・救援活動の中心として期待できることから連携を密に図る必要がある。
- 陸上自衛隊の体制が縮小された場合、災害発生時において対応の遅れによる被害拡大が懸念されることから、自衛隊の体制維持・拡充に向けて、関係機関と連携して取り組む必要がある。

(2-1-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 消防救急無線のデジタル化や通信指令台部分更新により救助活動等に要する情報基盤の強化を図ってきたが、消防庁舎の耐震化や各種資機材・器材、車両の計画的な整備・更新を図る必要がある。

(2-1-4 消防団活動の促進)

- 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

・ 防災訓練実施回数	年 1 回 (R5)
・ 陸上自衛隊名寄駐屯地維持・拡充要望活動	年 1 回 (R5)
・ 消防団員充足率	91.4% (R5)

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

【評価結果】

(2-2-1 防疫対策の充実)

- 平時から感染症のまん延防止を図るため、国・北海道などの感染症対応マニュアル等を活用した定期的な予防接種を実施するとともに、感染症の予防に関する知識の啓発を行う必要がある。

(2-2-2 被災時の保健医療支援体制の強化)

- 被災時に状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道、医師会、歯科医師会等との連携による被災時の医療支援体制の強化が必要である。
- 名寄市立総合病院は上川北部地域で唯一の地域災害拠点病院として広域的な災害医療の提供を行う必要があり、名寄市立総合病院事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、新館屋上ヘリポート設置やドクターカー運用、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）隊２チームを配置し災害対応可能な施設整備、体制整備を図っており、ＤＭＡＴの機能強化に向け、定期的な訓練を実施する必要がある。
- 道内公立病院と病院間相互支援に関する協定を締結しており、今後はＢＣＰ基本方針に沿った大規模自然災害を想定した訓練を実施する必要がある。

(2-2-3 災害時における福祉的支援)

- 災害に備えた地域防災体制づくり、福祉的支援の充実に向けて地域や自主防災組織、関係機関等との連携による災害時要支援者等への支援体制を構築する必要がある。
- 一般避難所から福祉避難所への移送や避難所での体調把握など、支援体制の構築を図ってきているが、福祉避難所での受入体制の整備について検討を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ・災害派遣医療チーム数（ＤＭＡＴ） | 1（R5） |
| ・災害対応訓練数 | 0回（R5） |
| ・非常用食料・飲料水（入院患者用）備蓄量 | 3日分（R5） |
| ・予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 | 97.6%（R5） |

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(2-3-1 物資供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助、救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、市町村、民間企業・団体等との間で各種応援協定を締結しており、連携や連絡体制の整備に努める必要がある。
- 同時被災のリスクが少ない遠方自治体（東京都杉並区、福島県南相馬市など）との災害時相互応援協定の締結による連携強化により、広範囲で甚大な被害を受けた際、近隣自治体からの応援が受けられない事態への備えを行う必要がある。

(2-3-2 非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、災害による被害や冬期間の対応なども想定し、最低3日間、可能であれば1週間分の食料、飲料水等最低限の備蓄を行うよう多様な媒体を活用した啓発を推進するとともに、非常用電源の確保や物資の計画的な備蓄と避難所等への適正配置を推進する必要がある。
- 町内会や自治会、自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 孤立する可能性のある地域等において、特に、積雪寒冷期においては、積雪等により物資運搬等に時間を要することも考慮し、他地域からの応援がなくても対応できる量（1週間程度）の物資の備蓄を促進し、孤立に強い地域づくりを進める必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|---------------|------------|
| ・備蓄食料の確保（3日分） | 1,600人（R5） |
| ・備蓄整備方針の策定状況 | 未策定（R5） |
| ・災害関係協定件数 | 65件（R5） |

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【評価結果】

(2-4-1 避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 本市において指定緊急避難場所及び指定避難場所が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、地域防災マスター等と連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組が最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、さらなる確保や要配慮者が円滑な避難を可能とする体制整備に係る市町村の取組をより一層働きかけていく必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。
- 道及び市町村は、国が示す総合防災訓練大綱に基づき、住民や事業者等の参加のもと、より実践に即した避難所運営等に関する訓練に取り組む必要がある。

(2-4-2 避難者等の生活環境の改善)

- 大規模自然災害時における避難所の健康面に配慮した食事をはじめ、段ボールベッドや簡易ベッドおよびプライバシーに配慮したパーティションの設置や、避難場所等のトイレ機能確保を図るために、簡易トイレや災害用トイレ袋などの備蓄に努めるなど避難所における良好な生活環境の整備が必要がある。
- 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、避難所の適切な設置・運営等に資する取組を促していく必要がある。
- 国の「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難所以外にいる避難者等の避難生活の環境改善及び質の向上を図る必要がある。

(2-4-3 積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、毛布、移動式ストーブ等の資機材の確保に努めるとともに、拠点となる避難所等が長時間停電した場合の対策の整備や、避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発に努める必要がある。

(2-4-4 避難住民の「こころのケア」体制の充実)

- DPAT（災害派遣精神医療チーム）の受入により、災害関連死等の防止や精神保健医療の需要拡大への対応のための体制の充実が必要である。

【指標（現状値）】

・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況	66箇所（R5）
・福祉避難所の指定状況	1箇所（R5）
・段ボールトイレ	100個（R5）
・備蓄状況	
毛布	636枚（R5）
発電機	19台（R5）
移動式ストーブ	57台（R5）

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
【評価結果】 (3-1-1 災害対策本部機能等の強化) ○ 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定し、訓練などを通じた本部機能の検証を行うほか、地域防災マネージャー制度の活用など、本部機能の強化のための効果的なフォローアップを行う必要がある。 ○ 災害対策本部となる市庁舎（名寄・風連）は耐震不足であることから、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため改修や立替えなどにより、耐震化を図り機能強化に努める必要がある。 ○ 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。 (3-1-2 行政の業務継続体制の整備) ○ 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう業務継続計画を早期に策定し、必要最低限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を強化する必要がある。 ○ 業務遂行の重要な手段として利用している重要システム・インフラ等の被害を最小限にとどめ、早期復旧により業務継続が可能となるよう「情報システム部門の業務継続計画（初動版）」について、システム変更等を反映した随時改正を行う必要がある。 (3-1-3 広域応援・受援体制の整備) ○ 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保や支援の円滑な受入を行うため、受援体制の構築を図る必要がある。 (3-1-4 地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮) ○ 首都圏等との同時被害リスクの少ない地域特性や優位性を活かし、北海道バックアップ拠点構想における旭川以北道北圏の中核都市としての役割を踏まえて、事業の推進を行う必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 業務継続計画策定率 100%（R5）

4 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(4-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の推進)

- 冷涼な気候や首都圏等との同時被災のリスクが少ないといった地域特性を活かし、データセンターやサテライトオフィスなどの企業誘致に取り組むため、強靱な情報通信インフラを確保する必要がある。

(4-1-2 企業の業務継続体制の強化)

- 民間企業における業務継続体制の強化を図るために業務継続計画の普及啓発を図るとともに、その策定を支援する必要がある。

(4-1-3 被災企業等への金融支援)

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等が早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しているが、本市では被災企業に特化した中小企業向け融資制度が無いことから、他の自治体等の支援策を参考とした災害時の金融支援策を検討する必要がある。

4-2 基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【評価結果】

(4-2-1 流通拠点の機能強化)

- 物流拠点となっている施設については、被災した場合の代替機能の確保が困難でありながら、老朽化が進み災害対策が求められることから、立替・移設を含めた検討が必要である。
- 旭川以北道北圏の中核都市、北北海道中央圏域の中心都市であり、高規格道路の延伸による利便性向上が図られることから、優位性を活かした物流拠点構想について検討する必要がある。
- 民間施設を含めた物流拠点の災害対策を進めるとともに、物流機能の強化を図る必要がある。

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【評価結果】

(4-3-1 食料生産基盤の整備)

- 本市の農業は、高齢化や後継者不足など大きな課題を抱えており、担い手減少は地域食材の供給減や食料自給率の低下に繋がることから、後継者支援のため規模の拡大や収益性の向上を図るとともに、配偶者確保に向けたマッチング支援に取り組んでおり、地域おこし協力隊制度を活用した研修や就農後の早期経営安定に向けた支援等を推進する必要がある。
- 農業における生産者の経営安定化を図り、農業生産基盤を維持するためには、土地改良施設の老朽化対策や農地の大区画化などに取り組む必要がある。
- スマート農業の実現に向け、人工衛星からの位置情報を活用するため基地局を設置して、高精度な自動操舵技術の導入やドローンの活用等、段階的に導入などが進んでいるが、地域にあった技術を選択し普及に努める必要がある。

(4-3-2 地場産農産物の販路拡大)

- 大規模自然災害時において食料の供給を安定的に行うためには、一定の生産量を確保していくことが重要であることから、販路拡大に向けた支援を進める必要がある。

(4-3-3 地場農産物の産地備蓄の推進)

- 北海道が担うバックアップ機能である「食料の安定供給」に向けた関係機関による協力体制の構築が必要である。

(4-3-4 生鮮食料品の流通体制の確保)

- 災害時における生鮮食料品の安定供給体制を確保するために、卸売市場や業者間の相互応援体制の構築や関係機関・団体等との情報共有を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・新規就農者数 9人 (R5)
- ・農地面積 11,320ha (R5)

4-4 農地・森林や生態系等の被害による国土の荒廃・多面的機能の低下

【評価結果】

(4-4-1 森林の整備・保全)

- 本市の全面積の約62%を森林面積が占めており、大災害等に起因する本市の森林の荒廃は、市全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となることから、林業の担い手の育成・確保を図る必要がある。
- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地被害を防止する必要がある。

(4-4-2 農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止、農業水利施設が持つ洪水防止などの多面的機能を発揮させる取組を検討する必要がある。
- 農業用水路の計画的な老朽化対策を進めるとともに、ICTの活用などについて研究していく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・森林経営計画参入面積割合（市有林） 100% (R5)
- ・森林経営計画参入面積割合（私有林） 74.6% (R5)
- ・排水機場維持管理点検回数 2回 (R5)

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
【評価結果】 (5-1-1 関係機関の情報共有化) ○ 災害時における情報連絡体制の確保に向けては、災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ確かな情報の収集、伝達体制の構築が求められることから、防災行政無線、衛星携帯電話の計画的な更新や動作確認などの適正管理を推進する必要がある。 (5-1-2 住民等への情報伝達体制の強化) ○ 災害時には、自助・公助とともに共助として地域コミュニティの強化、住民間のつながりが不可欠であることから、一番身近な組織である町内会への加入促進について、名寄市町内会連合会と連携した取組を行うとともに、不動産会社等とも連携した取組を検討していく必要がある。 ○ 大規模自然災害時に安全な避難行動をとれるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し情報伝達体制を整備するとともに、迅速・適切な行動を示す「タイムライン」を作成しているが、必要に応じた見直しを行う必要がある。 ○ 国の全国瞬時情報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、Em-Netなどの防災情報システム等による災害情報の共有を図りながら、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。 ○ 防災行政無線やＦＭコミュニティラジオにより、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を通じて国から発信される情報等を伝達するほか、ホームページ、フェイスブック、緊急エリアメール、広報車などを通じて情報を伝達するとともに、停電時の情報伝達手段の確保や在住外国人に対しても各種防災マップの多言語化等、情報伝達体制強化の取組を進めるなど、災害情報の伝達方法の多様化について検討を行い、効果的な情報伝達手段の確保に取り組む必要がある。 (5-1-3 外国人・観光客・高齢者等の要配慮者対策) ○ 災害発生時において観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、一時的な避難場所等を示す案内サインの多言語化が不十分であることから、多言語に対応した情報発信の強化や情報収集手段確保として、市内の観光施設等への公衆無線ＬＡＮの整備を進める必要がある。 ○ 災害発生時の情報収集や避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導等の支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿を整備・更新するとともに、地域と連携した支援体制の構築と対象者情報の適正管理を行う必要がある。 (5-1-4 冬季も含めた帰宅困難者対策) ○ 災害時における公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者の一時的な受入態勢の整備、宿泊施設や避難所等の周知・誘導などの避難対策について検討を進める。 (5-1-5 地域防災活動、防災教育の推進) ○ 本市の自主防災組織の組織率は、全国と比べると低い水準にあることから、現在取り組んでいる「地域防災マスター制度」などを活用し、地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。 ○ 地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、定数を満たしていない消防団への加入促進と活動の活性化、教育訓練・装備の充実に努める必要がある。 ○ 定期的な避難訓練や集団下校訓練を実施するとともに、授業内容に併せて災害や防災についての教育を行うなど、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 自主防災組織の設立割合 37.5% (R5) ・ 防災行政無線台数 18 台 (R5) ・ 衛星電話台数 2 台 (R5) ・ 防災訓練実施回数 1 回 (R5) ・ 町内会加入率 71.5% (R5)

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(5-2-1 再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本市に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、既存のエネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合のバックアップとして再生可能エネルギーの導入・利用促進を検討する必要がある。

(5-2-2 電力基盤等の整備)

- 平時における電力基盤の安定供給を確保することは、大規模自然災害の早期の復旧につながることから、関係機関と連携して取り組む必要がある。
- 名寄市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に基づき、公共施設等における省エネルギー化の推進を図るとともに、ピークカットの取組を推進することにより、電気事業者の供給負荷を低減させる必要がある。

(5-2-3 多様なエネルギー資源の活用)

- 再生可能エネルギー、多様なエネルギー資源の有効活用を進めるとともに、災害時等でも活用できる新たな電力の供給確保に努める必要がある。

(5-2-4 石油燃料等供給の確保)

- 災害時において石油類燃料等の安定確保のため、平時から関係機関との情報共有を行うなど連携強化を図る必要がある。
- 災害時に地域住民の生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関との協力体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・新エネルギーを導入した公共施設数 4 施設 (R5)
- ・PHEV や FCV 車両保有数 0 台 (R5)

5-3 上下水道等施設の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(5-3-1 水道施設等の防災対策)

- 「緊急時対応マニュアル」の周知徹底を図るとともに、「名寄市地域防災計画」との整合性を検証するなど、実効性を確保する必要がある。
- 応急給水、応急復旧に係る体制の構築と受援体制の整備に向けてさらなる強化を図る必要がある。
- 災害時においても給水機能を確保するため、被災を最小限にとどめる水道施設の強靱化と更新計画に基づく老朽化対策を推進するとともに、災害対応を担う人材を育成する必要がある。

(5-3-2 下水道施設等の防災対策)

- 「名寄市下水道事業業務継続計画」を毎年検証するとともに、訓練等を通じて実効性の確保に努める必要がある。
- 下水道施設の老朽化による機能停止や浸水被害を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく改築更新や浸水対策を推進する必要がある。
- 災害時においても重要拠点施設の排水機能を確保するとともに、重要道路の交通機能を確保するため、下水道施設の耐震化を進める必要がある。
- 生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の普及率を高めるため、設置資金貸付制度などにより普及啓発を実施しているが、大規模自然災害時に、生活排水等が公共用水域に流出することを防ぐためにも、汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の設置替えを一層推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・老朽管更新整備 10 路線 (R5)
- ・浄水場施設改修件数 47 件 (R5)
- ・処理場施設改築更新台数 91 台 (R5)
- ・雨水ポンプ改築更新台数 3 台 (R5)
- ・合併浄化槽の普及率 83.4% (R5)
- ・管渠施設改築更新路線数 8 路線 (R5)

5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

(5-4-1 交通ネットワークの整備)

- 大規模自然災害時における被災地への物資供給や人的支援を迅速に進めるため、都市の骨格を形成する都市計画道路の整備促進を行うとともに、高規格道路の未整備区間の早期完成に向けた取組を推進する必要がある。
- 災害による道路通行止や停電による燃料供給途絶、長期間の停電による信号機の停止により地域公共交通ネットワークが機能停止する恐れがあることから、道路インフラ及びエネルギー供給の迅速な復旧に向けた体制を整備する必要がある。

(5-4-2 道路施設の防災対策等)

- 道路施設の防災対策として、定期的な路面点検による計画的かつ効率的な補修を行い、安全で快適な道路環境を確保する必要がある。
- 橋梁等の老朽化対策として、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備・維持管理を実施する必要がある。
- 地下埋設物の管理について、排水工事、上下水道の更新を管理図に反映し適切な維持管理に努めるとともに、路面陥没を防止するため、空洞化対策を行う必要がある。
- 災害発生時の倒木による道路の閉塞を防ぐため支障木の伐採や剪定、冬囲いなど街路樹の適正な維持管理を行う必要がある。

(5-4-3 鉄道の機能維持・強化)

- 鉄道は大量輸送機能を持つ公共交通機関として産業や経済を支えており、広域的な人の移動と物流を支える鉄道の維持確保に向けた取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 幹線道路整備延長 3,363m (R5)
- ・ 橋梁定期点検 245 橋 (2 巡目) (R5)
- ・ 橋梁修繕工事 20 橋 (R5)
- ・ 業務委託パトロール 24 回 (R5)

6 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(6-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、民間処理業者との連携などを検討するほか、災害廃棄物処理計画の策定をはじめ災害廃棄処理体制を整備する必要がある。
- 大規模自然災害発生時に災害廃棄物処理が滞ることがないように、廃棄物処理施設の計画的な整備を進める必要がある。

(6-1-2 地籍調査の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を進めるため、国や北海道と連携した地籍調査等を実施する必要がある。

(6-1-3 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 大規模自然災害発生時の住宅確保に向け、仮設住宅用地の選定や設置戸数を検討するほか、素早く住宅の被害認定を行うことができるよう職員の調査スキルの向上を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定（R5）
- ・ 地籍数値率 78%（R5）

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(6-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模自然災害時の復旧・復興を迅速に進めていくため、建設業関係団体との連携体制の構築を図るとともに、担い手である建設業者の技術力向上を図る必要がある。
- 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であり、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

(6-2-2 行政職員等の活用促進)

- 大規模自然災害時の人材不足を補うため、道内外へ職員の派遣を行い応援体制の整備をしており、自治体間相互の協定に基づく支援体制の強化を図る必要がある。
- 災害時におけるボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、社会福祉協議会と連携してボランティア活動の活用体制の構築、担い手の育成強化を図る必要がある。

(6-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 災害後の円滑な復旧・復興を進めるため、地域コミュニティ機能の維持・活性化に向けた取組を推進する必要がある。